

第 9 次

射水市交通安全計画

(平成 23 年度～平成 27 年度)

交通事故のない社会を目指して

射水市交通安全対策協議会

ま え が き

車社会の急速な進展に対して、交通安全施設が不足していたことはもとより、車両の安全性を確保するための技術が未発達であったこと等から、昭和 20 年代後半から 40 年代半ばまで、道路交通事故の死傷者が著しく増加した。

このため、昭和 45 年 6 月、交通安全対策基本法（昭和 45 年法律第 110 号）が制定され、これに基づき、昭和 46 年以降 7 次にわたって県が定めた交通安全基本計画を基に旧 5 市町村では、各々交通安全計画を作成し、警察署や交通安全協会、その他関係民間団体等が一体となって強力に交通安全対策を実施してきたが、平成 17 年 11 月 1 日、市町村合併により誕生した射水市においては、第 8 次交通安全計画が初となり、今年度において第 9 次交通安全計画を作成する。

これまでの取り組みが功を奏し、県内で最も多くの交通事故死者を記録した昭和 47 年の 213 人に比較すると、平成 16 年中の死者は 74 人で、概ね三分の一まで減少するとともに、年間死者が初めて 100 人を超えた昭和 35 年以降で、昭和 59 年の 71 人に次いで少ない結果となったのである。

平成 17 年中の死者は 79 人で、前年より 5 人増加したものの、5 年連続で 70 人台を維持し、さらに発生件数（人身事故）及び負傷者数は 6 年連続減少するに至った。

平成 19 年中の死者は初めて 60 人台となる 63 人、更に、平成 20 年～平成 22 年の交通事故死者は 58～59 名となり三年連続で 50 人台を維持し推移している。

これは、長年にわたり交通安全諸対策に取り組んできた努力の成果であると考えられる。

しかしながら、現実として死者数に負傷者数を加えた年間死傷者が 6,500 人近くで推移しているほか、物件事故を含めた事故総件数が増加の一途を辿っており、交通事故そのものを減少させることが求められている。

また、全国各地で飲酒運転による重大事故やひき逃げ事件が続発するとともに、昨年県内においても飲酒運転による交通事故が増加した。飲酒運転は死亡・重大事故に直結する悪質危険な行為で、絶対にしてはならないことであり、厳罰化を図るとともに、市民の意識改革を進め、飲酒運転を根絶しなければならない。

言うまでもなく、交通事故の防止は、市、警察署、関係民間団体だけでなく、市民一人ひとりが安全に対する意識を持って参加し、取り組まなければならない重要な課題であり、人命尊重の理念の下に、交通事故のない社会を目指して、交通安全対策全般にわたる総合的かつ長期的な施策の大綱を定め、これに基づいた諸施策を強力に推進していく必要がある。

このような観点から、この交通安全計画は、交通安全対策基本法第 25 条第 1 項の規定に基づき、平成 23 年度から 27 年度までの 5 年間に講ずべき交通安全に関する施策の大綱を定めたものであり、当該計画に基づき、射水市においては、交通の状況や地域の実態に即した施策を具体的に定め、強力にこれを実施するものとする。